

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から54年6月1日まで

昭和53年4月1日から専従職員としてA事業所に勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が54年6月1日となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及び事業主の回答から、申立人が申立期間について、申立てに係る事業所に専従職員(常任委員)として勤務していたことは推認できる。

また、申立てに係る事業所の事業主は、「専従職員であった申立人については、厚生年金保険料を控除していたことが考えられる。」と回答している上、申立期間当時の事務責任者は、「専従職員(常任委員)であった申立人に係る厚生年金保険の加入手続きを行っていたことは間違いない。」旨証言している。

さらに、申立期間当時、申立てに係る事業所に在籍していた専従職員(常任委員)であった者は、厚生年金保険に加入している上、申立人と同時期に申立てに係る事業所に専従職員(常任委員)として採用された申立人の同僚は、採用と同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所における申立人の同僚の記録及び申立人に係る昭和54年6月の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としているが、申立期間について、社会保険庁のオンライン記録の健康保険整理番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、事業主による資格取得届及び被保険者報酬月額算定基礎届の提出等いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和54年6月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年4月から54年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和20年2月25日から同年8月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を20年8月21日に訂正し、20年2月から同年5月までの標準報酬月額を60円、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月25日から同年8月20日まで
昭和19年3月31日から20年8月20日までA事業所B工場に勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合が保管している被保険者名簿から、申立人は、申立期間において、A事業所B工場における健康保険の被保険者であったことが確認でき、同工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立てに係る事業所は、「厚生年金保険と健康保険は一体で取扱いしており、健康保険の被保険者名簿に記載されている者は、厚生年金保険にも加入させ、同保険料も控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C健康保険組合が保管している被保険者名簿の記録から、昭和20年2月から同年5月までの標準報酬月額については60円、同年6月及び同年7月の標準報酬月額については70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年9月19日に同資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年12月までは20円、19年1月から同年7月までは40円、同年8月から同年10月までは70円、同年11月から20年4月までは120円、同年5月から同年8月までは100円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月1日まで

昭和17年にA事業所に採用され、終戦と同時に退職しました。私より後に採用された者は、厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、自分については加入記録が無く、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、名前の一字が申立人と異なるものの、姓が同じである者の基礎年金番号に統合されていない記録があるが、この申立人とは別人とされている者は、昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年9月19日に同資格を喪失していることが確認でき、当該被保険者期間は、申立期間と符合する。

また、申立てに係る事業所の業務内容等に関する申立人の供述と同僚の証言はほぼ一致しており、申立人が記憶している複数の元同僚が申立てに係る事業所において厚生年金保険の加入記録があることから、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立てに係る事業所に昭和17年から20年まで勤務していた申立人の同僚は「申立てに係る事業所に昭和17年に採用された一期生(1,500名)の班名簿を持っており、同名簿をみると、申立人と姓が同じで、名前の一字が異なっている者が一人おり、異なっている文字は申立人の名前に使われている文

字とよく間違われていた文字であるため、この班名簿に掲載されている者は、申立人の可能性が高いと考えられる。」と証言している。

加えて、申立人の妻は、「班名簿に掲載されている夫と姓が同じで、名前の一字が異なっている者の名前で郵便物が数回配達されてきたことを記憶している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、この別人とされている者の加入記録は、申立人に係るものであると推認でき、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月19日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和17年6月から18年12月までは20円、19年1月から同年7月までは40円、同年8月から同年10月までは70円、同年11月から20年4月までは120円、同年5月から同年8月までは100円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年11月1日までの期間、7年1月1日から8年10月1日までの期間及び9年4月1日から11年5月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年10月から6年10月までの期間については12万6,000円に、7年1月については17万円に、同年2月から8年9月までの期間については12万6,000円に、9年4月から11年4月までの期間については16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から11年5月1日まで

社会保険事務所に出向いて厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と給与明細書に記載されている総支給額との間に大きな差があることが分かった。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認又は推認できる保険料控除額から、平成5年10月から6年10月までの期間については12万6,000円、7年1月については17万円、同年2月から8年9月までの期間については12万6,000円、9年4月から11年4月までの期間については16万円とすることが妥当である。

また、平成4年12月から5年9月までの期間、6年11月、同年12月及び平成8年10月から9年3月までの期間については、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額を超えている又は一致しており、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が長期間にわたる申立期間について一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から39年4月1日まで

A事業所に昭和37年10月から39年の春まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録では、38年4月1日に被保険者資格が喪失しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の退職時期に係る供述及び申立てに係る事業所の事業主の回答から、申立人が申立期間について、申立てに係る事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

また、申立てに係る事業所の事業主は、「申立期間当時は、勤務している従業員については、厚生年金保険に加入させており、保険料も控除していた。」旨回答している。

さらに、申立期間当時、申立てに係る事業所に勤務していた同僚(複数)は、勤務していた期間はすべて厚生年金保険の加入記録が有ることが確認でき、申立人についても、勤務していた期間については、厚生年金保険に加入しているものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所における同僚の記録及び申立人に係る昭和38年3月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金

保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主による厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び被保険者報酬月額算定基礎届の提出等いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和38年4月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年4月から39年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月30日から26年8月1日まで
② 昭和28年4月1日から同年5月15日まで
③ 昭和29年11月1日から30年2月1日まで
④ 昭和35年4月5日から同年11月15日まで
⑤ 昭和38年11月27日から同年12月27日まで

夫は、昭和25年5月30日から28年5月15日までA事業所に勤務していたが、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していない期間になっており、納得できない。

また、夫は、申立期間③においてB事業所に勤務していたはずであり、同期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているのは、納得できない。

夫の元同僚は、申立期間④及び⑤において、夫は、C事業所に勤務していたと言っているので、同期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の当時の同僚の中には厚生年金保険の加入が遅れている者がみられ、申立てに係る事業所の事業主は、採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

2 申立期間②については、社会保険事務所の記録から、申立てに係る事業所は昭和28年4月1日から同年4月30日まで厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の同僚は「申立人は、A事業所を退職した後、別の事業所

に勤務していたが、勤務していた事業所が火事になったため、私の紹介で B 事業所に就職した」と証言しており、申立人は、申立てに係る事業所に勤務していなかったと推認できる。

3 申立期間③については、申立てに係る事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認書に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者の資格の喪失日(昭和 29 年 11 月 1 日)は、社会保険庁の記録と一致している上、同確認書に申立人の健康保険証が返納された旨の記載が有る。

4 申立期間④及び⑤については、「申立期間当時、申立人は、入退院を繰り返し、よく休暇とっていた。このため、申立人の厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じていると考えられる」とする申立人の同僚の証言から、申立人が厚生年金保険に加入していなかったことが推認される。

5 申立人の妻は、申立期間の厚生年金保険料の控除について承知していない上、申立てに係る事業所は、申立期間当時の書類を保存しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 518

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 28 日から 52 年 6 月 30 日まで
昭和 48 年 1 月 5 日から 54 年 7 月 21 日まで A 事業所に在籍していたにもかかわらず、申立期間は、厚生年金保険に加入していない期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚は、「申立人は、時期は特定できないが、A事業所を一旦退職し、その後再び勤務した。」と証言している。

また、申立てに係る事業所の事業主は、「当事業所が保存している被保険者の記録に記載されている申立人の採用日(昭和 52 年 7 月 1 日)と申立人の厚生年金保険被保険者資格の再取得日が一致しており、申立人は、昭和 52 年 7 月 1 日以前に一旦当事業所を退職したものと思う。」と回答していることから、申立人が、申立期間において、申立てに係る事業所に勤務していなかったことが推認できる。

さらに、申立人の同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、社会保険庁の申立てに係る事業所のオンライン記録に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 39 年 2 月 29 日から 41 年 10 月 31 日まで

申立期間については、A事業所(申立期間①)及びB事業所(申立期間②)に勤務していたことは間違いないにもかかわらず、厚生年金保険には、未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立てに係る事業所が保管している賃金台帳において、申立人は、申立期間とは異なる昭和 36 年 6 月 13 日から同年 8 月 28 日まで同事業所に勤務したことが確認できる。

また、同台帳から、申立人の昭和 36 年 8 月の給与からのみ厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所が保管している厚生年金台帳における申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日は、社会保険庁の加入記録と一致している。

加えて、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 申立期間②については、申立てに係る事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立てに係る事業所は、「申立期間当時、事業所の名称は異なっていたが、その当時の関係資料は保存しておらず、厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

さらに、この異なる名称の事業所における厚生年金保険の被保険者は、申立人のことを知らないと言明している上、同事業所に係る社会保険庁のオンライン記録に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から29年6月2日まで

A事業所に昭和24年5月から44年3月25日までの約20年間継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間は、厚生年金保険に加入していないこととなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が雇用保険の被保険者資格を取得した日と厚生年金保険の被保険者資格を再取得した日がいずれも昭和29年6月2日となっており、申立人は、同日前に厚生年金保険の被保険者資格を一度喪失していたことが推認できる。

また、申立人の同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、申立てに係る事業所は既に破産しており、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

加えて、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月1日から21年3月31日まで

昭和20年2月から21年6月までA事業所所有のB丸に乗船していたが、船員保険の加入記録をみると、21年4月1日から同年6月30日までの加入記録となっており、納得できない。申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人が、申立てに係る船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁が保管する申立てに係る事業所の船員保険被保険者名簿には、同事業所において昭和21年4月1日以前に船員保険被保険者資格を取得している者は記録されておらず、申立てに係る事業所は、申立期間において、船員保険の適用事業所ではないことが推認される。

さらに、申立人が、申立期間当時、申立てに係る船舶に乗船していたと証言している同僚(複数)も、申立人と同様、昭和21年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得している。

加えて、申立てに係る事業所は、昭和24年10月1日に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、それを引き継ぐ事業所も申立期間当時の書類を保存しておらず、申立てに係る事実を確認できない。

このほか、社会保険庁が保管している申立てに係る事業所の船員保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、申立内容に係る事実を推認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。